

福祉生活病院常任委員会資料

(平成21年8月21日)

【 件 名 】

- 1 福祉施設等における土砂災害時等の警戒避難体制の確立について
(福祉保健課) …… 1
- 2 災害時要援護者利用施設の土砂災害防止緊急対策について
(防災チーム、福祉保健課) …… 2
- 3 8月9日～10日の大雨による被害状況について
(防災チーム、福祉保健課) …… 3
- 4 鳥取県が実施した措置入院に係る不当確認等請求訴訟の判決について
(障害福祉課) …… 4
- 5 「とっとり子育て応援券事業」の実施について
(子育て支援総室) …… 5
- 6 平成22年度医師臨床研修の見直しに伴う各病院の募集定員について
(医療政策課) …… 6
- 7 平成22年度医学部入学定員の増員への対応について
(医療政策課) …… 7
- 8 甲陽ケミカル株式会社境港工場からの劇物(塩酸)流出事故について
(医療指導課) …… 8
- 9 新型インフルエンザの医療体制の変更について
(危機管理チーム、健康政策課) …… 9

福祉保健部

福祉施設等における土砂災害時等の警戒避難体制の確立について

平成21年8月21日
福祉保健課

平成21年7月中国・九州北部豪雨（H21.7.19～26）で、山口県防府市の特別養護老人ホームで死傷者が発生した土砂災害を踏まえ、県内の福祉施設、事業所及び病院等（以下、「社会福祉施設等」という。）における、災害時要援護者の避難体制の確立に係る注意喚起等を内容とした通知を8月17日付けで各事業者に発出しました。

今後は、地域及び社会福祉施設等において、土砂災害時の災害時要援護者の避難体制が速やかに確立されるよう、現状把握の調査、危険性及び対策の必要性の周知徹底等、必要な対策を緊急に実施していきます。

1 通知の概要 ※災害全般について通知

(1) 社会福祉施設等における留意点

区分	内容
ア 危険箇所の確認	施設・事業所が、土砂災害警戒区域等の危険地域にあるかどうか県ホームページを見て確認するよう注意喚起 ※土砂災害警戒区域内の施設・事業所については別途県から周知
イ 情報の収集	気象状況等の災害発生のおそれ等に関する情報の伝達、提供が円滑に行われる体制の確立について注意喚起
ウ 関係機関との協力体制の確立	消防機関、市町村、地域と日常の連絡を密にし、実態を認識してもらうよう努めるとともに、避難、消火、避難後の援護等が円滑に行える協力体制を確立するよう注意喚起
エ 実効的な災害警戒避難体制の確立	上記を踏まえ、主として以下の項目について確実かつ実効的な警戒避難体制を確立するよう注意喚起 (ア) 災害情報の収集及び関係機関への伝達体制 (イ) 災害発生時の職員への情報伝達及び緊急参集体制 (ウ) 危険性及び災害の種類に応じた自主避難を開始する（又はサービスを停止する）具体的な基準 (エ) 具体的な避難場所及び避難経路（建物が堅牢な場合は建物内の安全な場所への一時避難も検討） (オ) 車両、応援人員等の具体的な避難の手段

(2) 県が実施する土砂災害防止緊急対策

県土整備部が実施する土砂災害の危険がある箇所の重点的整備、防災局・福祉保健部・県土整備部が実施する避難対策指針の新規作成について説明。

2. 福祉保健部の今後の取組スケジュール（土砂災害防止緊急対策）

H21. 8月～9月 土砂災害警戒区域内の全施設を対象とした説明会の開催

8月～10月 緊急度の高い施設（多人数が利用、危険度が高い等）に対し、個々に体制整備を働きかけ
※その他、各総合事務所福祉保健局が実施している施設監査において、災害時の警戒避難体制の整備状況についての確認及び助言・指導を行っていく（チェックリストの作成等による）

災害時要援護者利用施設の土砂災害防止緊急対策について

平成21年8月21日
防 災 チ ー ム
福 祉 保 健 課

平成21年7月中国・九州北部豪雨により山口県防府市で発生した災害時要援護者利用施設（以下「施設」という。）での土砂災害を踏まえ、各市町村に土砂災害警戒区域内の施設の警戒避難体制の徹底について依頼するとともに、該当施設の把握を行うこととしました。

さらに、土砂災害警戒区域内の施設の避難計画の作成を推進するため、避難計画作成の基本的な考え方や留意事項等を取りまとめた新たな「避難対策指針」の作成に向けて取り組むことを県・市町村で合意しました。

1 指針作成の進め方

(1) 施設・市町村への現状調査の実施

土砂災害警戒区域内の全施設を対象とした土砂災害対策に対する現状調査を、施設及び市町村に対して実施し、土砂災害対策の現状や課題、要望等を把握

(2) モデル施設の選定・避難対策の具体検討

調査結果から3つ程度のモデル施設（高齢者利用施設、障害者利用施設、医療提供施設から各1施設）を選定し、モデル施設における具体的な避難対策の検討を進め、その検討結果等を指針に反映

(3) 関係機関による検討会の開催

市町村・県担当課（防災チーム、福祉保健課、治山砂防課）、モデル施設担当職員で構成する検討会を適宜開催。必要に応じてアドバイザー（専門家等）の参加も検討

【指針に盛り込む内容】

① 情報伝達内容・伝達体制の検討

施設に対して、いつ・どのような情報を・どのような手段で伝達すべきか検討

② 個々の施設の避難判断の検討

施設状況（斜面の状況、立地条件など）に応じたきめ細やかな避難判断基準の検討

③ 伝達情報に応じた対応の検討

情報に応じた具体的な施設の対応検討（警戒情報で原則避難を開始するなど）

④ 避難場所の設定

土砂災害の危険性の高い状況における具体的な避難場所、避難経路を検討

⑤ 避難方法の検討

避難行動に要する人員や資機材等の検討、避難行動に要する時間の試算
また、屋外避難ができない場合などの緊急措置の検討

2 取組のスケジュール

平成21年8月～10月

土砂災害警戒区域内の全施設を対象とした現状調査の実施

平成21年11月

モデル施設の選定

第1回検討会の開催

- ① 現状調査結果の概要
- ② 施設の避難対策の検討に当たっての留意点
- ③ 市町村の避難判断基準・情報伝達体制
- ④ モデル施設の避難計画の作成 など

平成21年11月

モデル施設における避難計画の作成

～平成22年1月

（モデル施設に係る具体的な避難判断基準の検討）

平成22年1月

第2回検討会の開催

- ① モデル施設での避難計画作成の概要
- ② 避難計画作成に当たっての課題の整理
- ③ 施設の避難対策指針（案）
- ④ 市町村の避難判断基準・情報伝達指針 など

平成22年3月

避難対策指針（施設・市町村）の公表

個々の施設への働きかけ（平成22年出水期までを目途）

指針に応じた県・市町村の体制・計画の見直し（ " " ）

8月9日～10日の大雨による被害状況について

平成21年8月21日
防 災 チ ー ム
福 祉 保 健 課

平成21年8月9日～10日の大雨によって、県内では人的被害・住家被害はありませんでしたが、公共交通機関の運行に大きな影響等が出ました。

1 主な被害状況（平成21年8月18日現在）

- (1) 人的被害・住家被害 なし (2) 避難 なし（避難勧告等の発出、自主避難ともなし）
(3) 農業被害 智頭町で農地・農業用施設の法面崩壊等（21箇所）が発生
(4) 道路通行規制

区分	路線名	被災場所	被災状況	通行規制の状況
県内	(主)津山智頭八東線	智頭町口宇波	土砂崩落	全面通行止（8/10 07:45） → 全面解除（8/11 11:00）
	(国)53号線	智頭町市瀬	土砂流出	片側交互通行（8/10 03:25） → 全面解除（8/10 14:30）
県外	(国)29号線	兵庫県波賀地内	土砂崩落	全面通行止（8/10 01:00） → 片側交互通行（8/11 12:30）
	(国)373号線	兵庫県佐用地内	土砂崩落	全面通行止（8/9 21:00） → 片側交互通行（8/10 14:00）
	中国自動車道	兵庫県～岡山県	—	全面通行止（8/9 19:55） 下り：福崎IC～津山IC 上り：津山IC～山崎IC → 全面解除（8/10 17:30）

(5) 公共交通機関

区分	運休等の状況
鉄道	【スーパーはくと*】 8/10運休（全便・全区間） 8/11～一部区間バス代行で運行（8/11大原～久崎間、8/12～大原～平福間） 【スーパーいなば*】8/10～ 全便・全区間運休 【普通・快速】 鳥取～津山間（JR因美線）：8/10バス代行輸送で対応、8/11～平常運行 大原～上郡間（智頭線）*：8/10,11運休、8/12～バス代行輸送で対応
高速バス	8/10 鳥取～大阪・京都線は運休、その他の便も一部ルート変更し運行 8/11～12 鳥取～大阪・京都線は一部ルート変更し運行 8/13～平常運行（但し、8/11駿河湾を震源とする地震により一部ルート変更等の影響あり）

※ 智頭線の全列車は、8/30（日）始発から平常運行となる見込み

2 県の対応状況等

日 時	主な気象情報の内容	県、市町村の体制等
8/9 09:50	【発表】大雨注意報（八頭地区ほか）	09:50【県】注意体制
16:35	【発表】大雨警報（八頭地区）	16:35【県】警戒体制1 17:00【智頭町】災害警戒本部設置
23:23	【発表】土砂災害警戒情報（若桜町）	23:23【県】警戒本部設置（警戒体制2）
8/10 01:48	【発表】"（智頭町）	23:50【若桜町】災害対策本部設置
06:20	【解除】土砂災害警戒情報（若桜町、智頭町）	06:20【県】警戒本部解散（警戒体制1）
13:45	【解除】大雨警報（八頭地区）	13:45【県】注意体制 17:00【智頭町】災害警戒本部解散
20:50	【解除】大雨注意報（八頭地区）	20:50【県】注意体制解除 8/11 12:00【若桜町】災害対策本部解散

※ 市町村の体制については、土砂災害警戒情報発表市町村のみ記載
風水害に伴う県災害警戒本部設置は本年度2回目（前回設置は7/19の大雨）

【参考】雨の状況

8日23時から10日14時までの主なアメダス地点の降水量は次のとおり（単位 ミリ）
智頭町智頭 155.5、若桜町若桜125.0、鳥取市佐治89.5、岩美町宇治82.0

3 その他

- (1) 今回、大雨による著しい被害を受けた兵庫県及び岡山県に対して、平成21年8月18日、見舞金を両県に30万円ずつ鳥取県東京本部を通じて贈呈しました。
(2) 平成21年7月中国・九州北部豪雨で甚大な被害を受けた山口県にも、見舞金30万円を7月31日に鳥取県東京本部を通じて贈呈済みです。

鳥取県が実施した措置入院に係る不当確認等請求訴訟の判決について

平成21年8月21日
障 害 福 祉 課

鳥取県が被告となっている次の訴訟について、平成21年7月28日(火)、鳥取地方裁判所で判決が言い渡され、原告の請求はいずれも却下又は棄却され、被告鳥取県の勝訴、原告の敗訴となりましたので、報告します。

【判決主文】

- (1) 原告の訴えのうち、措置入院の不当確認を求める請求に係る部分を却下する。
- (2) 原告のその余の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用は原告の負担とする。

【裁判所の判断】

(1) 不当確認の訴えについて

不当確認の訴えは、現在の権利義務又は法律関係の確認を求めるものではなく、かつ、その確認を求めることが紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要であるともいえないことから、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(2) 損害賠償請求について

鳥取県知事は、法に則って、原告に対して本件措置入院を実施し、その措置に何ら違法な点はなく、鳥取県知事の過失も認められない。

したがって、原告の損害賠償請求は理由がない。

〈訴訟の概要〉

1 原告

鳥取市在住の男性

2 被告

鳥取県 (代表者 鳥取県知事 平井伸治)

3 請求の趣旨

- (1) 被告は原告に対して措置入院は不当だったことを認めること。
- (2) 被告は原告に対して5万円を支払うこと。

4 原告の措置入院の概要

- (1) 原告は、平成8年4月頃～現在まで、県内の病院において精神科の治療を受けている。
- (2) 平成12年頃に勤務していた会社を解雇されたことに不満を持ち、平成19年2月頃から自己が作成したホームページ上に「現社長を殺すぞ」等と掲載し、その後もホームページ上及び文書等により当該会社に対して誹謗中傷、脅迫を繰り返した。
- (3) 平成19年8月頃から脅迫や迷惑行為の行動が過激化し、平成19年8月30日鳥取警察署が精神障害のために自傷他害の恐れありと判断し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第24条の規定により鳥取保健所へ通報。

鳥取保健所が調査し、法第27条の規定に基づき精神保健指定医2名による措置診察の結果、統合失調症による妄想に基づく他害行為の恐れがあるとされ、平成19年8月30日に法第29条の規定に基づき措置入院(平成19年8月30日～平成20年2月7日)となった。

「とっとり子育て応援券事業」の実施について

平成21年8月21日
子育て支援総室

地域における子育て支援サービスの利用を促進し、サービスの利用を通じて子育て家庭の負担を軽減するため、子育て応援券を交付し、子育て家庭に一時預りなどのサービスを体験してもらう「とっとり子育て応援券事業」を9月から実施する。

1 目的

- ・ 子育てに不安や悩みを持ち、負担を感じている保護者に、子育て支援サービスを周知し、利用のきっかけを提供する。
- ・ サービス提供機関の支援者と関わることにより、子育てに安心とゆとりを持っていただく。
- ・ とっとり子育て応援パスポートのメリットを付加し、会員の加入促進を図る。
- ・ 地域社会みんなで子育てを応援する「子育て王国鳥取県」を実感してもらい、少子化対策につなげる。

2 概要

(1) 応援券の交付対象

就学前のお子さんがある「とっとり子育て応援パスポート」の登録世帯。
(9月末までに登録した者を含む)

<参考>

パスポート会員 13,555世帯(8月5日現在)

うち就学前のお子さんがある交付対象世帯 約11,000世帯



(2) 交付方法

既対象世帯へ8月下旬に郵送。(8月以降の新規対象会員には登録にあわせ随時郵送)

(3) 応援券の額

子どもの数によらずパスポート1世帯につき一律2,500円分の利用券
(250円券×10枚) ※サービスが最低1回は利用可能

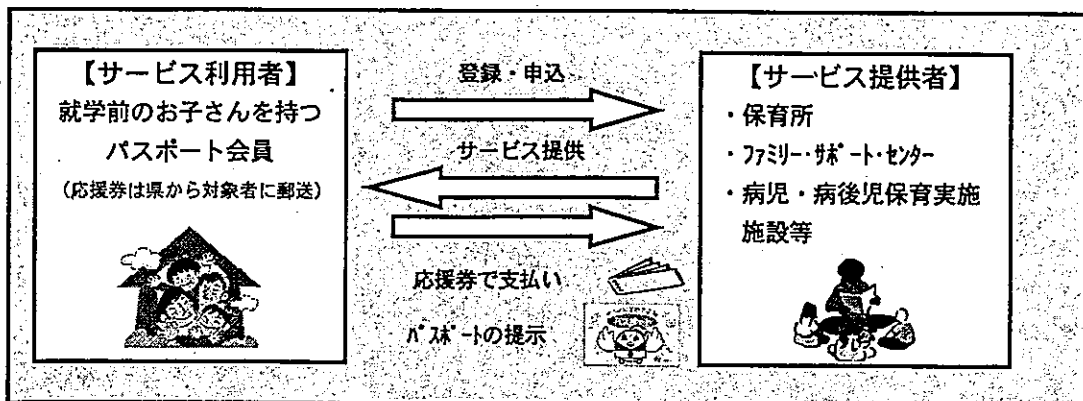
(4) 応援券の有効期限

平成21年9月1日から12月31日まで<パスポートキャンペーン中のお試し期間>

(5) 応援券を利用できるサービス及び提供機関

サービス内容等	サービス提供機関	施設数(予定)
一時預り	保育所	58施設
	ファミリーサポートセンター等	10施設
病児・病後児保育	病児・病後児保育実施施設	16施設

3 応援券の利用イメージ図



平成22年度医師臨床研修制度の見直しに伴う各病院の募集定員について

平成21年8月21日
医療政策課

平成22年度の医師臨床研修制度の見直しにあたり、各臨床研修病院の募集定員の設定方法が変更されたところですが、このたび、平成22年度の募集定員について厚生労働省から各病院の要望どおりの内示がありました。

1 内示状況等

(単位：人)

病 院 名	要望定員	内示	21年度 採用実績	過去3年間 の採用実績 の最大値	備 考
鳥取県立中央病院	10	10	4	8	要望定員、内示には自治医科大学卒業医師を含む
鳥取市立病院	5	5	1	2	
鳥取赤十字病院	4	4	0	1	今後、臨床病理検討会の開催が必要。※
鳥取生協病院	4	4	1	1	
鳥取県立厚生病院	2	2	0	1	今後、臨床病理検討会の開催が必要。※
鳥取大学医学部附属 病院	40	40	21	27	
山陰労災病院	4	4	2	3	
合 計	69	69	29	43	

※ 鳥取赤十字病院と鳥取県立厚生病院は、臨床研修病院の基準のうち「臨床病理検討会の開催」を満たしていないが、過去3年間で研修医の受入実績があることから、経過措置として指定が継続されたものである。

2 内示の考え方

厚生労働省の臨床研修制度見直しに係る省令の施行通知では、各病院の募集定員は、過去3年間の研修医の受け入れ実績の最大値であるが、本県においては要望された定員の合計69人が、都道府県ごとの募集定員の上限90人を下回っていることから要望どおりの募集定員とした。

(本県が行った国要望の趣旨を踏まえた内示となっている。)

※希望できる定員の上限の算出方法

平成19年度～平成21年度の研修医採用実績の最大値＋他病院への医師派遣分

※都道府県ごとの募集定員の上限の算出方法

平成20年度全国の研修医採用実績×鳥取県人口／全国人口

7,735人×600千人／127,771千人＝36人・・・①

平成20年度全国の研修医採用実績×鳥取県内医学部定員／全国医学部定員

7,735人×90人／8,566人＝81人・・・②

①と②で多い方に面積当たり医師数による加算及び離島人口による加算を行う。

81人＋9人(面積当たり医師数による加算のみ)＝90人

平成22年度医学部入学定員の増員への対応について

平成21年8月21日
医療政策課

地域医療を取り巻く状況の厳しさが増し、医師不足の解消は極めて喫緊の課題であることから、地域の医師確保等に早急に対応するために、平成22年度医学部入学定員について、緊急臨時的に増員が認められることとなりました。

1 入学定員の増員数

(1) 地域の医療確保の観点からの定員増

各都道府県7名

<内訳>①県内大学5名以内

②県外大学2名以内(①と併せて7名以内で増員可)

(2) 研究医養成のための定員増

各大学3名以内。最大10名。

(3) 歯学部入学定員の削減を行う大学の特例

歯学部入学定員の減員の範囲内で一定の医学部入学定員の増員(10名以内)を認める。
最大30名。

本県に直接
関係しない

2 地域の医療確保の観点からの定員増について

(1) 要件

- ・都道府県の地域医療再生計画に基づくこと。
- ・地域の医師確保に係る奨学金を設定すること。(基金充当ができるのは平成25年度まで)
- ・地域医療等に従事する明確な意志をもった学生の選抜枠を設けること。

(2) 入学定員増の期間

平成31年度までの10年間。平成32年度以降は当該時点での状況により判断。

3 対応方針

(1) 定員増の設定

大学名	定員の増加人数(単位:人)
鳥取大学医学部	5
岡山大学医学部	1

(2) 地域医療再生計画

これらの定員増を計画に記載する。

(3) 地域の医師確保に係る奨学金の設定

平成21年度9月補正で検討する。

(4) 地域医療に従事する明確な意志をもった選抜枠の設定

各大学医学部と今後協議。

4 今後のスケジュール

9月30日までに各大学は文部科学省に「平成22年度医学部入学定員増員計画」を提出。

10月20日から31日までに各大学は収容定員増の認可を申請。

12月15日までに各大学は募集要項を公表。

甲陽ケミカル株式会社境港工場からの劇物（塩酸）流出事故について

平成21年8月21日

医療指導課

平成21年8月5日（水）午後3時57分、境港市竹内団地内の甲陽ケミカル株式会社境港工場から劇物（塩酸20%溶液）流出事故があり、その指導等は以下のとおりです。

1 事故の概要

- (1) 甲陽ケミカル(株)境港工場において、グルコサミン製造過程で使用した塩酸（20%溶液）の貯蔵タンクから塩酸を抜き取る作業中に、配管が詰まったため、同工場の従業員が配管に圧力を加えたところ、タンク内の圧力が高まりタンク底部が破損。タンク内にあった塩酸1トンが工場内及び側溝に流出。
- (2) 流出した塩酸から塩化水素ガスが発生し、隣接工場の従業員10名が咽頭痛、気分不良を訴え受診。いずれも軽症、診察後帰宅。
- (3) 同工場の従業員が工場内及び道路の側溝を土のうで塞いだため、美保湾への流出はない。
- (4) 同工場の従業員が流出した塩酸を水で希釈し、塩化水素ガスの発生抑制を行った。
- (5) 県の指示により、同工場の従業員が側溝、工場内に停留している塩酸を中和剤（消石灰）により中和処理を行い、pHを確認の上、作業を終了。

2 県の指導事項及び甲陽ケミカル(株)の対応状況

県は事故発生の日8月5日及び同月6日に立入調査を行い、以下のとおり指導を行った。

	指導事項	対応状況
1	毒物及び劇物取締法第16条の2に基づく事故届を提出すること	8月10日、西部総合事務所福祉保健局に提出済
2	劇物を貯蔵する場所に「医薬外用」及び「劇物」の表示を行うこと	8月10日改善済 → 西部総合事務所福祉保健局職員が確認
3	防液堤等の劇物が流出することを防ぐための措置を講ずること	1 薬品のタンクの周りに、耐腐食加工した鉄板による防護壁を設置済 2 塩化水素ガスの飛散防止を強化するため、塩酸薬液タンクに上屋、換気扇、ガス洗浄塔を設置（12月末までに実施）
4	事故の原因となった配管の詰まりが起らないような措置を講ずること	事故の原因となった塩酸タンクは、固形物が詰まらない構造のものに変更（8月31日までに実施）
5	毒物及び劇物取締法の遵守について組織体制を確立し、危害防止規定及び事故発生時対応マニュアルを作成すること	安全運転のための作業マニュアル及び事故発生時の通報マニュアルを作成（8月28日までに実施）
6	毒物及び劇物取締法の遵守について従業員の教育を行うこと	労働基準監督署と共同で、従業員の安全教育を実施（8月31日までに実施）
7	中和処理後物（余剰の消石灰等）は産業廃棄物として適正に処分すること	8月5日に産業廃棄物として処分済

新型インフルエンザの医療体制の変更について

平成21年8月21日
危機管理チーム
健康政策課

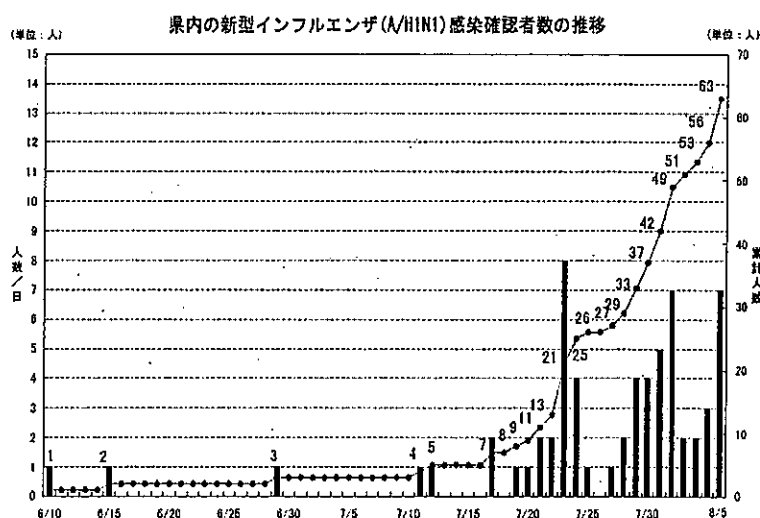
1 感染状況

(1) 概況

今回の新型インフルエンザについて、県内では7月下旬以降、海外渡航歴のない感染事例が急激に増加し、学校での集団感染が複数発生するなど、感染者数が増加している。

国外では、冬を迎えたオーストラリア等の南半球の国々において感染者数が著しく増加しており、わが国においても、秋冬に向けて感染拡大の第2波が危惧される。

8月9日現在、国内では1,066件の新型インフルエンザの集団発生が確認されており、8月15日には国内初の死亡例が報告された。基礎疾患がある人等は注意を要するが、多くの患者の症状は季節性インフルエンザと大差なく、引き続き、手洗い、うがい、咳エチケットの予防策が大切である。



(2) 感染確認者数等 (8月16日現在)

ア 県内の感染確認者

確定患者70名、疑似症患者20名

イ 集団感染事例

1	7月22日	鳥取中央育英高校	確認患者8名、疑似症患者3名
2	7月24日	米子市内事業所	確認患者2名
3	7月28日	西部地区内クラブ活動	確認患者1名、疑似症患者3名
4	8月1日	境港市内事業所	確認患者2名
5	8月5日	倉吉東高校 部活動	確認患者1名、疑似症患者5名
6	8月7日	倉吉東高校 部活動	確認患者1名、疑似症患者3名
7	8月13日	米子北高校 合宿	確認患者1名、疑似症患者3名
8	8月16日	後藤ヶ丘中学校 部活動	確認患者2名、疑似症患者2名
9	8月16日	鳥取大学医学部 部活動	確認患者1名、疑似症患者1名

2 医療体制の変更

(1) 新たな対応

全ての患者を把握して感染拡大を封じ込めようとしても、効果が上がらなくなっているため、県では、8月6日より個別対応から集団感染の拡大防止に対策の重点を移行し、医療機関において（新型）インフルエンザへの感染が疑われる場合には、基本的に新型インフルエンザ患者とみなして自宅療養等を指導してもらうこととした。これに伴い、遺伝子増幅検査（PCR検査）は、集団感染が疑われる場合等に限定して行うこととした。

<基本的考え方>

- ・ 秋から冬にかけて、感染の急速な拡大と大規模な一斉流行を抑制するため、学校・保育施設等の集団施設での早期探知（クラスターサーベイランス）などにより、感染拡大の端緒を早期に把握する。
- ・ 定点医療機関からウイルスを採取して解析する病原体サーベイランスを実施し、ウイルスの性状変化を早期に探知する。

県民、事業者に対しても、ちらしを作成し、今回の集団感染の拡大防止等に重点をおいた新しい体制への移行について広報した。

7月24日には感染症法施行規則が改正され、新型インフルエンザ患者の届出方法が変更になっている。それにより、これまでは診断されたすべての人の届出が医師に義務付けられていたが、施設内で患者が複数認められるなど集団的な発生がある場合のみ届出を行うことになった。

(2) これまでの対応

5月15日の国内発生以降は、総合発熱相談センターに相談の上で発熱外来を受診し、そこでの迅速検査がA型陽性等で新型インフルエンザへの感染が疑われる場合には県衛生環境研究所でPCR検査を実施し、感染が確認された場合は入院してもらうこととしていた。

しかし、6月下旬より軽症者については自宅療養に切り替え、7月21日からは、今後の患者数の増大に対応するとともに、重症患者に対して適切な医療を提供できるようにするため、外来協力医療機関の協力を得て受診できる医療機関を拡大した。また、学校や福祉施設の休校等についても、複数の患者が発生したときに限り行うこととした（それまでは一人でも発生したら対応することとしていた。）。

※参考

- ・ 集団感染が疑われる場合とは、10人以上の学校・施設、事業所等で、1週間以内に2名以上の患者発生があった場合
- ・ 疑似症患者とは、臨床的に新型インフルエンザに感染していることが強く疑われる者

(添付資料)

- ・ 県民の皆様へ新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ
- ・ 事業者の皆様へ新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ
- ・ イベント主催者や施設管理者の皆様へ新型インフルエンザに関する鳥取県からのお知らせ
- ・ 新型インフルエンザ(A/H1N1)にかかる自宅療養の手引き